
第5回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年9月20日午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 議案第63号 財産(飯南町立小学校教師用指導書)の取得について
日 程 第 4 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
日 程 第 3 議案第63号 財産(飯南町立小学校教師用指導書)の取得について
日 程 第 4 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 山 本 友 梨 子

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課	長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課	長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課	長	森 山 篤	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

基 幹 支 所 長 長 島 淳 二

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、長島基幹支所長は病氣療養のため欠席です。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。審査報告を行います。

令和6年9月20日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第53号。件名、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第54号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第55号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 57 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 58 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 59 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 60 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷委員長。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

委員会審査報告を行います。

令和 6 年 9 月 20 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。
委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 61 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 62 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4 番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤委員長。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

審査報告をいたします。

令和6年9月20日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第56号。件名、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第3号）。審査の結果、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

日程第2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、討論・採決を行います。

まず討論を行います。

はじめに、条例関係について討論を行います。議案第53号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第54号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

私は、議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

この条例改正は、現行の健康保険証が廃止されることに伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーを使って健康保険の加入情報を照会する必要があるため所要の改正をおこなうものであります。

政府は、現行の健康保険証を本年12月に廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に事実上、一本化する方針ですが、私は現行の健康保険証を廃止することには大きな問題があると考え、ため条例改正に反対するものであります。

保険証の新規発行を停止する 12 月 2 日まで 2 か月あまりになりました。この間世論調査が幾度も行われております。どの世論調査でも「延期・中止」が大多数で、多くのメディアがそのことを報道しております。

医療関係者からは、切実に保険証存続を求める声があがり、「マイナ保険証に対応できない」こういう理由で町の診療所が閉院する例も相次いでいると報道されております。

併せて、現在行われている自民党の総裁選挙候補者の中には、保険証の発行延期を主張する人さえ出る始末であります。

「マイナ保険証」のトラブルは、命にかかわる問題になりかねません。厚労省が行った保険証廃止の省令改正に関するパブリックコメントには 5 万人以上が意見を寄せたそうであります。全国保険医団体連合会の橋本政宏副会長は、「寄せられた意見の圧倒的多数は反対意見で、保険証存続が国民の声であることは明らかです。大阪府保険医協会のアンケートでは今年に入ってから 65% の医療機関でトラブルが発生しており廃止に道理はありません」と強調しています。厚生労働省によるマイナナンバーと健康保険証の紐付けミスの点検作業を終えた結果、別人のデータが誤って登録されているケースは合計で 9,207 件といわれています。このまま保険証廃止を強行すれば、トラブルは 108 万件以上にもなるという推計も発表されているといえます。マイナナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、他人の医療情報が紐付けされていたなど、命にもかかわる危険があり絶対にあってはならないことであります。

マイナ保険証の利用率が低迷する中、政府は医療機関や薬局に 217 億円に上る支援金を配って利用率アップを図りましたが、マイナ保険証の普及は全国平均 7.7% と低迷しています。国民の命を危険に晒してまで紙の保険証廃止ありきで政策を推進するのではなく、国民と医療現場の声に向き合い、健康保険証を存続させるべきと考えております。以上の理由から現行の保険証を廃止しマイナ保険証に一本化することに伴う条例改正については反対するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） はい、8 番。

私は、議案第 53 号に賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、令和 5 年に既に改正されている法律の施行に伴うものでございます。この条例を改正しなければ、保険証の有効期限が到来した住民は、当該する制度を利用できなくなり、住民の不利益につながります。

このことから、本条例の改正は不可欠であり、賛成するものです。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、議決関係について討論を行います。議案第 55 号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に予算関係について討論を行います。はじめに、議案第 56 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、特別会計予算について討論を行います。議案第 57 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、議案第 59 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

次に、公営企業会計予算について討論を行います。議案第 60 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）から、議案第 62 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第 53 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。したがって、議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 55 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 6 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 に入る前に報告をいたします。

9 月 19 日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加えて議題としておりますので、ご報告をいたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。追加議案をお願いしたところ、本日の日程に追加いただきありがとうございました。追加の議案につきましては、財産（飯南町立小学校教師用指導書）の取得の 1 議案であります。本年 4 月 1 日に購入いたしました飯南町立小学校教師用指導書につきまして、地方自治法及び条例の規定に基づく財産取得のための議会議決の行為を怠っており、

本日提案いたします議案により、財産取得の議決を求めるものであります。

本件につきましては、昨日の全員協議会におきまして、一連の経過など説明させていただきましたが、財産としての認識の欠如、財産取得のための議会議決を怠っており、あつてはならない事務処理でありまして、深くお詫び申し上げます。

本議案につきまして詳細には担当課長から説明いたしますので、ご審議をいただきまして、適切なるご議決をお願いいたします。

日程第3 議案第63号 財産（飯南町立小学校教師用指導書）の取得について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、議案第63号、財産（飯南町立小学校教師用指導書）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第63号です。

議案第63号、飯南町立小中学校教師用指導書の取得にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）の規定による議会の議決を得ず契約を締結したため、議会の議決を求める。

令和6年9月20日 提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

1つ、取得の内容。飯南町立小学校教師用指導書。

1つ、取得の目的。飯南町立小学校教師用指導書の更新。

1つ、取得の方法。随意契約。

1つ、契約年月日。令和6年4月1日。

1つ、取得金額。一金1,059万3,000円。うち消費税相当額96万3,000円。

1つ、契約相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町野萱804番地3。

たなべ洋興、代表 田部容孝。

次のページをご覧ください。今回議決を求める指導書13科目204セットの内訳です。読み上げはいたしませんので、ご確認をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。今回の指導書に関する件の経緯等を説明いたします。

まず、本件に至る経緯です。

令和5年9月1日、令和5年度出雲採択地区教科用図書採択協議会において、令和6年度から9年度まで町立小学校で使用する教科書が採択されました。

令和5年11月24日、島根県教科書図書販売株式会社（教科書供給会社）に、飯南町に必要な教師用指導書の概算数を提示し、必要な予算を令和6年度当初予算に要求しました。

令和6年4月1日、令和6年度の教師用指導書の必要数を算出し、飯南町教育委員会が予

算執行伺書により、たなべ洋興（教科書取扱店）に発注しました。これは議会の議決を経ず財産の取得を行っていたものです。

令和6年4月3日、町内各校に納入され、たなべ洋興から請求書を受領し、支払い手続きを行っております。

令和6年9月3日、議決を経ずに教科用図書を購入した自治体の記事が新聞に掲載されたことから、飯南町でも確認を行った結果、同様の事案が判明したものです。

次に、過誤発生の理由です。

教師用指導書の単価は少額であるため、令和6年度当初予算に消耗品として計上しており、議決に付すべき財産としての認識を誤認しておりました。

購入にあたっては、契約書による契約の締結を行わず、予算執行伺書の決裁、納品書の受領、請求書による支払い手続きという流れで事務処理を行っていました。

上記のとおり、財産としての認識の欠如と、契約書の作成による契約締結を行わなかったことにより、議会の議決を経るべき事案であることの意識が欠落していたものでございます。

大変申し訳ございませんでした。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第63号、財産（飯南町立小学校教師用指導書）の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議

規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今月 9 日に開会した本定例会におきましては、議員各位には連日にわたり、慎重にご審議をいただき、先ほどは追加提案も含め、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ご議決いただいた予算等、速やかに執行し、住民福祉の向上に努めてまいります。

さて、夏の記録的な暑さは、「今年もか」といった状況にありましたが、加えて異常とも言えます盆以降の厳しい残暑もあって、未だに夏を感じるような天気が続いております。

しかしながら、明日以降は秋雨が降る予報でありますし、私も一昨日は、近くの水田の畦畔に彼岸花が咲いておりまして、ようやく秋の気配を感じられるところまできております。

本町では、暖冬で降雪量の少なさが続いておりまして、こうしたことから地球温暖化、また気候変動の影響を何となく感じ始めてはいましたが、今年のような夏から秋にかけての異常気象からも、同様に温暖化の常態化を感じつつあり、あらためて全世界でこの問題を最優先課題として取り組み、脱炭素社会の実現を目指さなければならないと思うところであります。

現在、政権与党におきまして代表を決める選挙が行われております。その後衆議院議員の解散選挙も叫ばれております。新たな政権には、日本が抱えます外交・防衛・経済・社会保障、そして地方創生などの重要課題に真っ向から向き合い、一つひとつ粘り強く解決してほしいと思います。

町といたしましては、今後、第 3 次総合振興計画の素案をお示しする機会を設けさせていただきますので、昨日の全協でもいただきましたご意見も意識しながら策定を進めてまいります。

ます。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など行政執行に生かすよう努めてまいります。

先程も申し上げましたが、今後一旦は涼しくなるようでございますが、その後は、平年より2度から3度高くなるという予報であります。どうか体調を崩されませんようお過ごしいただきますようお願いいたします。

閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和6年第5回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前9時36分閉会
